

一般社団法人湯沢青年会議所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人湯沢青年会議所(英文名 Junior Chamber International Yuzawa)(以下「本会議所」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会議所は、事務所を秋田県湯沢市に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、第5条に定める事業を実施・展開することにより、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもとに資質の向上と啓発に努めるとともに、国際理解を深め、世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とする事業は行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域社会の経済・社会・文化及び政治の改善・発展に寄与する事業

(2) 次世代を担う青少年の心身の成長を促し、又は地域に対する関心を高め、若しくは主体的姿勢を育む事業

(3) 地域を牽引する人材を育成する事業

(4) 国際相互理解の促進並びに海外の地域に対する協力及び国際貢献に関する事業

(5) 前4号に関連する事項の調査研究及び提議

(6) 会員の個人的修練に資する事業

(7) 会員相互の親睦に資する事業

(8) 国際青年会議所、日本青年会議所及び国内・国外の青年会議所並びにその他の諸団体との連携に基づく事業

(9) その他前各号に定める事業に関連する事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 本会議所の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下単に一般社団・財団法人法という)上の社員とする。

(1) 正会員 湯沢市・雄勝郡及びその周辺に居住する満20歳以上満40歳未満の品格のある青年(第56条に規定する会計年度中に満40歳に達する者を含む)で、理事会において入会を承認された者をいう。

(2) 特別会員 正会員であった者で、満40歳以上に達した者

(第56条に規定する会計年度中に満40歳に達する者を除く。)で、理事会において入会を承認された者をいう。

2 正会員が事業年度中に40歳に達した場合は、当該事業年度の終了する日まで正会員としての資格を有する。ただし、当該事業年度に理事であった者は、選任された事業年度に関し1月に開催される通常総会の終結の時まで、正会員としての資格を失わない。

(入会)

第7条 本会議所の正会員になろうとする者は、正会員2人以上の推薦により所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、本定款に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員については別に定める。

(入会金及び会費)

第9条 正会員になろうとする者は、社員総会において定める入会金を納入しなければならない。

2 特別会員になろうとする者は、社員総会において定める入会金を納入しなければならない。

3 会員は、社員総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第10条 会員が本会議所を退会しようとするときは、その年度の会費を納入し、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(資格の喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡又は失踪宣告を受けたとき

(除名)

第12条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議により、その正会員を除名することができる。

(1) 本会議所の名誉を毀損し、又は本会議所の目的遂行に反する行為をしたとき

(2) 本会議所の秩序を著しく乱す行為をしたとき

(3) その他、正会員として適正でないと認められたとき

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その会員に社員総会1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、除名の決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員が第1項各号の一つに該当するときは、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

4 除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(休会)

第13条 正会員がやむを得ぬ事由により長期間各種会議、行事に出席できないときは、理事会の承認を得て、

休会することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が第12条の規定によりその資格を喪失したときは、本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(役員)

第15条 本会議所に、次の役員を置く。

(1) 理事25人以内

(2) 監事3人以内

2 理事のうち理事長1人、副理事長5人以内、専務理事1人を置く。

(選任等)

第16条 役員は、社員総会においてこれを選任する。

2 理事は正会員の中からこれを選任する。

3 監事は、本会議所の理事若しくは使用人を兼任する事ができない。

4 その他、役員を選任に関して必要な事項は、規定に定める。

(理事の職務・権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会議所の業務の執行を決定する。

2 理事長は、一般社団法人・財団法人法上の代表理事とし、業務を統括する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。

5 理事会は、理事の中から、一般社団法人・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事を選任することができる。

6 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う

(1) 理事の職務執行を監査すること

(2) いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査することができる。

(3) 本会議所の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

(5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(6) 社員総会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。

(7) 必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。

(8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(9) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

(10) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

3 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、退任した理事の任期が満了する時までとする。

4 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

5 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。

6 監事は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまで、その職務を行わなければならない。

(辞任)

第20条 役員は、いつでも辞任することができる。

(解任)

第21条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長等)

第22条 本会議所に、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という）を置くことができる。

2 直前理事長等の選任に関しては、第16条第1項の規定を準用する。ただし、直前理事長に関してはこの限りではない。

3 直前理事長は、前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。

4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べるることができる。

5 直前理事長等の任期、辞任及び解任は第19条及び第20条の規定を準用する。

(報酬等)

第23条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする、本会議所との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取り扱いについては第47条に定める理事会の規則によるものとする。

(責任の免除)

第25条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会議所は外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任限度額は金30万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 総会

(種類)

第26条 本会議所の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第27条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第28条 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びに本定款に別に定めるもののほか、次の各号を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 本会議所の解散及び残余財産の処分方法
- (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ① 役員選任の方法に関する規則
 - ② 会員資格に関する規則
 - ③ 会費及び入会金に関する規則
- (7) 会員の除名
- (8) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(開催)

第29条 定時社員総会は、毎年3回開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。そのうち毎事業年度終

了後3箇月以内に開催される定時総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第30条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法によって議決権を行使する場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集する場合は次にあげる事項の決定は理事会の決議によらなければならない。

(1) 社員総会の日時及び場所、目的である事項

(2) 書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、その旨。この場合、社員総会参考書類に記載すべき事項、特定の時をもって書面又は電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

(3) 代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるときは、その事項

(4) 目的である事項が、役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併であるときは議案の概要

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

4 理事長は、第2項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

5 社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに正会員に通知しなければならない。ただし、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

6 理事長は、あらかじめ正会員の承諾を得たときは、当該正会員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

(議長)

第31条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席正会員のうちからこれを選出する。

(議決権)

第32条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決)

第33条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第34条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第35条 本会議所に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う

- (1) 理事長の選定及び解職。
- (2) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (3) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 前各号に定めるもののほか本会議所の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他

本会議所の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(6) 第24条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任の限定契約の締結

3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

4 直前理事長、顧問等は理事会の要請に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第37条 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は毎事業年度12回以上開催する。

3 臨時理事会は次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会とする理事会の招集通知

が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第 18 条第 1 項第 7 号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招集)

第 38 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集した場合を除く。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項記載した書面をもって、開催日の 5 日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長の指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議決)

第 41 条 理事会の議事は、本定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数をもって決する。

2 1 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 17 条第 6 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 理事長が理事会を欠席した場合は、前項の規定における理事長をすべての理事と読み替えて準用する。

3 前項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(理事会規則)

第 45 条 理事会の運営に関して必要な事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 例会及び委員会

(例会)

第46条 本会議所は、原則として毎月1回以上（年12回以上）例会を開催する。ただし、理事会の決議により変更することができる。

2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会)

第47条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために委員会を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長、運営幹事及び委員をもって構成する。

3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事及び直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

第8章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第48条 本会議所の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める規則による。

(事業年度)

第49条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(会計原則並びに区分)

第50条 本会議所の会計は、法令及び行政庁の指導に従い、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理しなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第51条 本会議所の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の議決を得て社員総会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第52条 本会議所の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の付属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

第53条 本会議所が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 本会議所が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第9章 管理

(事務局)

第54条 本会議所の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には所要の職員を置くことができる。

3 事務局の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款その他諸規則

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める理事会及び総会の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類の閲覧については法令の定めるところによるとともに、第56条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

3 第1項各号の帳簿及び書類を主たる事務所に5年間(また従たる事務所に3年間)備え置くものとする。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報の公開)

第56条 本会議所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、別に定める。

(個人情報の保護)

第57条 本会議所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

(公告)

第 58 条 本会議所の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第 11 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 59 条 この定款は、社員総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届けなければならない。

(合併等)

第 60 条 本会議所は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解散)

第 61 条 本会議所は一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、総会において総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 62 条 本会議所が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合、(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く)において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第 63 条 本会議所が解散等により清算するとき有する残余財産は社員総会の議決により、本会議所と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

2 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(清算人)

第 64 条 本会議所の解散に際しては、清算人を社員総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第 65 条 本会議所は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了の日までは、社員総会の議決を経てその債務を弁済するに必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第 12 章 補 則

(委任)

第 66 条 本定款に別に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の議決により、別に定める。

附 則

1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の理事長は山脇幹とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第56条の規定にかかわらず、特例民法法人の解散の登記の日の前日とその事業年度の末日とし、一般社団法人の設立の登記の日をその事業年度の開始日とする。

施行期日

本定款は平成26年1月1日より施行する。